

4 市民、事業者、市の役割

- 本計画の推進は、市民、事業者、市が主体となります。それぞれの役割分担を明確にしつつ、相互に連携・協力し合い、協働して取り組みます。
- 環境課題を解決するとともに、持続可能なまちづくりを行うためには、環境と地域社会を取り巻く現状を考慮し、様々な角度から取組を進めながら、地域特性を活かして、環境・経済・社会の統合的な向上を目指すことが重要です。

基本的な考え方(第3条より)

- ・ 環境の保全と創造は、環境が積極的に保全を行わなければ失われやすいものであるという認識に立ち、環境への負荷について学び、理解し、その保全と活動に対し、すべての者が積極的に取り組むことによって行われなければなりません。
- ・ 環境の保全と創造は、人と自然の営みが互いに享受されるものであることを認識し、人と自然が共に生きる社会において、市民が健康で文化的な生活が営める良好な環境を確保し、将来の市民に引き継いでいくことを念頭に行われなければなりません。
- ・ 環境の保全と創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっているという認識の下、地球規模で発生している環境問題をひとり一人の問題にとらえ、それぞれの日常生活や事業活動の中で、積極的に推進されなければなりません。

市民の責務(第4条より)

- ・ 基本的な考え方の下、日常生活において、省エネルギー、廃棄物の排出抑制等環境への負荷の低減に努めること。
- ・ 市が行う施策や事業に積極的に参加し、協力するとともに、自ら環境の保全及び創造に努めること。

事業者の責務(第5条より)

- ・ 基本的な考え方の下、事業活動を行うに当たっては、省資源及び省エネルギー、廃棄物の排出抑制等環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動によって生ずる公害の発生を予防し、良好な環境を保全するために自ら適切な措置を行うこと。
- ・ 市が行う施策や事業に積極的に参加し、協力するとともに、自ら環境の保全及び創造に努めること。

環境の保全と創造

市の責務(第6条より)

- ・ 基本的な考え方の下、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実行すること。

図2 各主体の主な役割(「幸手市環境基本条例」より)